

## 令和8年度東成瀬村地域活性化推進事業補助金実施要領

### 1 趣旨

この要領は、東成瀬村地域活性化推進事業補助金交付要綱(平成28年告示第19号)(以下「要綱」という。)第6条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象事業等

村の地域資源等を活用して、交流人口の増加や地域間交流の促進など地域活性化が期待される事業内容であって、事業実施後も継続が見込める取組(要綱第3条第1号に掲げる事業についてはこの限りでない。)であること。

補助金の交付対象となる事業及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 本村の他の制度による補助金等の補助対象となる事業
- (3) その他、本事業の目的及び地域活性化の趣旨に反するもの

### 3 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する法人又は団体とする。ただし、過去3回本補助金を受けた法人等は対象外とする。

- (1) 村内に住所又は事務所を設置してから1年以上経過していること
- (2) 法人以外の団体については、主に村民で組織する5名以上の団体であること

※事業申請書を受理してから、申請者が村内に住所を有する(法人及び団体については、実際に活動拠点としている)ことを証する書類の提出を求める場合がある。

### 4 応募

事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、募集期間内に事業申請書(様式第1)を村長に提出するものとする。

### 5 審査

村長は、事業申請書の提出があったときは、その内容を審査し、採択と認める場合は予算の範囲内で決定するものとする。ただし、必要に応じ申請者に申請内容の説明を求める場合がある。

### 6 募集期間等

#### (1) 募集期間

公募を開始した日から、令和8年4月20日(月)までとする。

(2) 提出先

〒019-0801 東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1

東成瀬村企画課 (TEL 0182-47-3402、FAX 0182-47-3260)

7 事業期間

補助金交付決定を受けた日から、令和 9 年 3 月 31 日 (水) までとする。

8 補助金の交付

この補助金は概算払又は精算払で交付するものとする。概算払の方法により交付を受けるときは、その上限額を交付決定額の 8 割以内とする。

9 補助金を受けた者の義務

この補助金を受けた者は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 東成瀬村のむらづくりに関する事業等に積極的に参画すること。
- (2) 事業実施に伴う成果等を把握し、報告すること。
- (3) 事業成果などの広報紙等への掲載に協力すること。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 大会開催事業 (村内で開催される全 県規模以上の大会及 び開催準備事業)	報償費、旅費(研修旅費を含む)、 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費、賄材料費、通信運 搬費、広告料、手数料、保険料、委 託料、使用料及び賃借料、工事請負 費、原材料費、備品購入費、参加費 、受講料、その他必要と認める経費	補助対象 経費の 1/2 以内	1 回目 150 万円以 内 2 回目 120 万円以 内 3 回目 90 万円以内
2 地域活性化のため のイベント等開催事 業 (村内で開催されるも のに限る)			
3 地域資源を活かし た地域間交流事業	ただし、次の経費は対象としない。		

4 その他村長が地域 活性化の推進に特に 必要と認めた事業	①実施団体等の維持・運営に要する 経費 ②構成員の人件費 ③事業と直接関わりがない食糧費	
-------------------------------------	---	--

当該補助金の交付は、1事業年度において1補助事業者につき1回とし、新規事業は1回目、過去に実施された事業と同一内容で実施する事業は2回目、さらに翌事業年度も同一内容で実施する事業は3回目の補助限度額を適用する。